



外国人留学生受入マニュアル

徳島大学国際センター
国際課

第四版

2026年4月1日発行

目次

1. 外国人留学生について.....	1
外国人留学生とは	1
安全保障輸出管理 – 事前確認シートの提出について –	1
外国人留学生の種類と受け入れの流れ	1
外国人留学生の種類	1
私費外国人留学生について.....	2
国費外国人留学生について.....	3
2. 渡日前に	5
入学者選抜方法等	5
学部正規課程.....	5
大学院正規課程.....	6
特別聴講学生・特別研究学生.....	6
研究生	6
科目等履修生.....	6
入国手続き等	6
入国に関する一般的情報.....	6
入国申請手順.....	7
「査証（ビザ）」の発給と入国（本人に伝えること）	8
住居（宿舎）	8
留学生宿舎	8
民間のアパートについて.....	9
大学入学時・在学中に必要な経費	9
3. 来日直前に.....	10
確認事項.....	10
4. 来日直後に.....	10
学生証発行手続き（大学で）	10
転入届の提出（市役所・町役場で）	10
必要書類	10
入管に届け出る必要がある場合（14日以内に届出を）	10
市役所、町役場に届け出る必要がある場合（14日以内に届出を）	10
国民健康保険・国民年金保険・各種保険制度	10
国民健康保険・国民年金保険.....	10
各種保険制度.....	11
銀行口座開設.....	11
携帯電話の契約	11
その他.....	11
マイナンバー制度.....	11
5. 在学中に	11

年間スケジュール（国際センター・国際課関連）	11
在留管理	12
在留期間更新	12
在留資格変更	12
資格外活動許可	12
一時出国	12
家族の来日	12
健康診断等	12
定期健康診断の実施	12
キャンパスライフ健康支援センター	13
経済的支援	13
私費留学生のための奨学金制度	13
私費留学生のための授業料免除制度	13
就学上の相談	14
日本語で困ったとき	14
休学・停学・退学のとき	14
パソコンの持ち込みについて	14
生活上の相談	14
アルバイト	14
異文化交流	14
日本での運転	14
自転車について	15
同伴家族	15
学生生活の相談窓口	15
安全保障輸出管理	16
6. 卒業・修了時に	16
帰国する留学生が行う諸手続き	16
宿舎・民間アパートの解約手続き	16
公共料金・諸経費の支払い	16
国民健康保険証の返却	16
ゴミ等の処分	16
帰国後の連絡先の確認	17
在留資格について	17
日本で就職する場合	17
7. 帰国後に	17
帰国後のフォローアップ	17
帰外国人留学生短期研究制度（日本学生支援機構）	17
帰国留学生同窓会	17

1. 外国人留学生について

外国人留学生とは

外国人留学生とは、我が国の大学等に入学して教育を受ける外国人学生で、「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」という。）別表第1に定める「留学」の在留資格により留学する者をいいます。

したがって、「家族滞在」「日本人の配偶者」などの在留資格をもっている外国籍の学生は、大学では外国人留学生としては扱われず、単に「外国人学生」といいます。また、「留学」の在留資格のある学生を対象としている奨学金への申請や、実地見学旅行なども対象外です。

安全保障輸出管理 – 事前確認シートの提出について –

留学生の受け入れにあたっては、安全保障輸出管理の観点から、事前確認シートによる事前の届け出が必要です。

詳細は、各部署の担当係へお問い合わせください。

<https://www.tokushima-u.ac.jp/ccr/active/ip/yusyutsukanri/safety-attention.html>

外国人留学生の種類と受け入れの流れ

外国人留学生の種類

➤ 奨学金による区分

奨学金区分	レベル	学部レベル	大学院レベル
国費外国人留学生*		学部留学生	研究留学生 教員研修留学生
私費外国人留学生		国費外国人留学生以外の学生	

*日本政府（文部科学省）の奨学金（学習奨励費受給者は含まない）を受給している留学生。

注）外国政府、JICA、日本学生支援機構等からの奨学金を受給している場合は私費扱い

➤ 学内身分による区分

学内身分区分	レベル	学部レベル	大学院レベル
正規生		学部正規課程に在籍	大学院（修士・博士）の正規課程に在籍
非正規生		特別聴講学生 ：協定校からの受入留学生	特別研究学生・特別聴講学生 ： 協定校からの受入留学生
		研究生 ：学部・大学院において特別の事項について研究をしようとする者。学位・資格の授与は無し。 科目等履修生（全学部・大学院全研究科） ：学部等又は大学院に開設される授業科目のうち、一又は複数の科目を選んで、パートタイムで履修する者。履修科目の試験に合格すれば、単位修得可能。	

私費外国人留学生について

外国政府派遣留学生

外国政府から奨学金を支給されていますが、日本国政府文部科学省奨学金受給者ではありませんので、国費外国人留学生とはとらえず、「私費外国人留学生の一形態」としています。学部留学生として入学する場合は、文部科学省から本学へ受入依頼があります。

JICA（独立行政法人国際協力機構）による留学生

外務省所管の JICA による留学生支援事業により受け入れます。

JASSO（独立行政法人日本学生支援機構）海外留学支援制度（協定受入）による留学生

日本の大学及び大学院が、諸外国の大学との学生交流に関する協定に基づき、3 か月以上 1 年以内、在籍大学に在籍したまま学生を受け入れる場合、その留学生を支援する制度です。日本の大学からの年間受入計画の申請に基づいて大学ごとの支給割当人数を決定し、各大学からその割当に基づいて推薦される候補者を日本学生支援機構が審査し、採用者を決定します。（奨学金 8 万円/月）

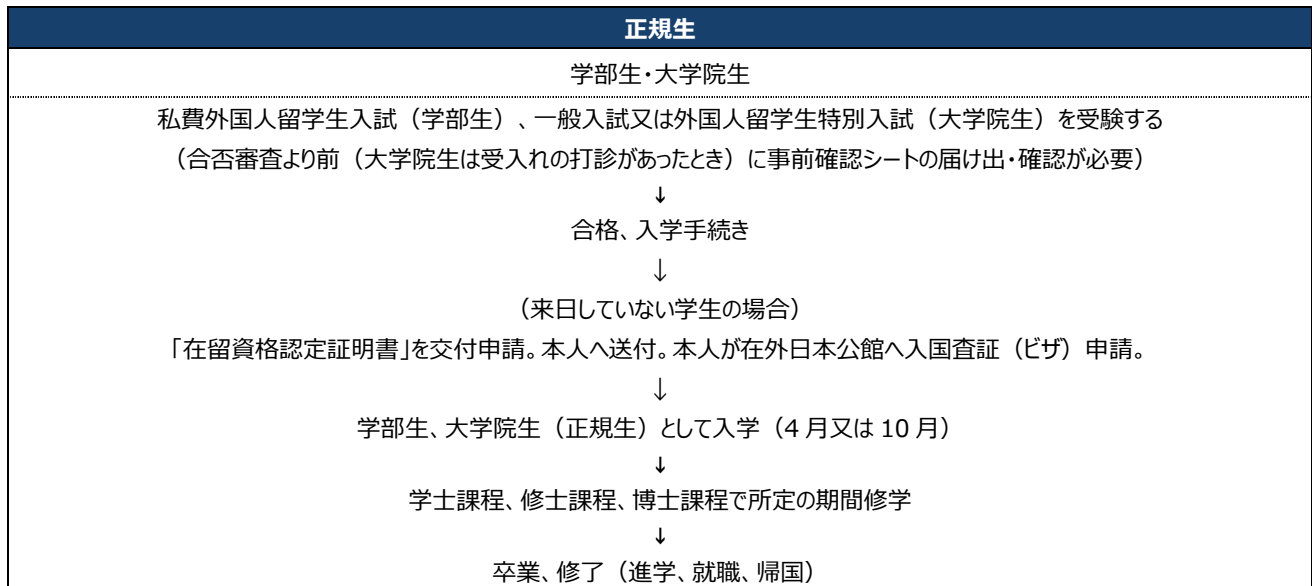
卒業留学生同窓会推薦制度による留学生

本学では、卒業留学生同窓会から推薦があった優秀な留学生について、委員会で選考の上、授業料不徴収（標準修業年限中）、奨学金支給（1 年間のみ・10 万円/月）により受け入れる制度を実施しています。

渡日前入学許可制度による留学生

総合科学部、理工学部、生物資源産業学部では、本学と協定を締結した海外日本語学校（令和 8 年度現在、韓国、マレーシア、モンゴル、台湾の 4 校）の学生を対象とした渡日前入学許可制度による入試を実施しています。この制度で入学した留学生は、授業料不徴収（標準修業年限中）です。

私費留学生の受入の流れ



非正規生		
特別聴講学生・特別研究学生	研究生	科目等履修生
協定校による選考を経て入学願書等を 担当係または受入教員へ送付	本人等から直接教員に受入打診	出願
↓	↓	↓
↓	事前確認シートの届け出・確認	↓
↓	↓	↓

↓ 事前確認シートの届け出・確認 各学部教務委員会、教授会等で審議 ↓ 「在留資格認定証明書」交付申請 「在留資格認定証明書」等を本人に送付 ↓ 本人が在外日本公館へ「入国査証（ビザ）」申請 ↓ 日本入国、授業開始（4月、10月）	出願 ↓ 各学部教務委員会、教授会等で審議 ↓ 「在留資格認定証明書」交付申請 「在留資格認定証明書」等を本人に送付 ↓ 本人が在外日本公館へ「入国査証（ビザ）」申請 ↓ 日本入国、授業開始	↓ 事前確認シートの届け出・確認 各学部教務委員会、教授会等で審議 ↓ 「在留資格認定証明書」交付申請 「在留資格認定証明書」等を本人に送付 ↓ 本人が在外日本公館へ「入国査証（ビザ）」申請 ↓ 日本入国、授業開始（4月、10月）
--	--	--

※すでに来日し、在留資格を取得している留学生の場合、「在留資格認定証明書」申請等の流れは要しません。

私費外国人留学生受入に関する注意事項

- 「十分な資産、奨学金その他の手段を有すること」の立証は、原則として必要ありませんが、本人の入国・在留状況等に応じ、銀行等の預金残高証明書その他の適切な方法により行うことが必要な場合もあります。
- 我が国で勉学に専念するためには、学費のほか生活費、文具等諸経費を十分に確保しなければなりません。入学後に奨学金受給を見込んで入学したが、受給できなかった場合には、経済的に苦しくなります。また、日本でのアルバイトは日本語ができないと見つけることは難しいのが現状です。
- 選考にあたって他人の論文を提出したり、経歴書に記載された知識を全く有していなかった者、日本語で教育を受けたとされているにもかかわらず日本語能力が著しく低い者なども見られます。真に修学を目的とした者が選抜されるようご配慮ください。
- 本人の語学能力や研究内容の確認を十分行わないまま、単にメールのやりとりだけで研究生として入学が許可された結果、就学上の困難をきたしたうえ、進学を断念し進路変更した例があります。
- 日本への入国ビザを取得する際に、時期によっては、出入国在留管理局が在留資格認定証明書を交付するまでに2、3か月かかることもありますので、その期間を考慮して受入計画を検討してください。
- 特別聴講学生、科目等履修生の場合には、在留許可の条件として、1週間に10時間（600分）以上聴講することと定められています。ただし、「専ら」日本語教育を実施することは認められておりませんので、日本語能力（日本語で授業を行う場合、日本語能力試験N2レベル相当以上）を備えていない場合は、日本語教育を主とするカリキュラムとならないようにしてください。
- 学部学生はできるだけ留年しないよう気を付ける必要があります。学部学生で2回以上留年した場合、入国管理局で在留期間更新が許可されなかったため退学となったケースもあります。

国費外国人留学生について

国費外国人留学生

参照：文部科学省ホームページ https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/06032818.htm

	学部留学生	研究留学生
大使館推薦	○	○
大学推薦	×	○
レベル	学部レベル	大学院レベル
本学での在籍身分	学部学生	大学院学生(修士・博士) 研究生
採用期間	標準修業年	標準修業年
日本語予備教育	1年 東京外国語大学又は大阪大学	6か月（大使館推薦のみ） 国際センター
専門教育	学部教育	大学院で専門分野専攻
奨学金 (月額)	117,000円	修士課程 144,000円 博士課程 145,000円

		研究生 143,000 円
授業料	不徴収	
渡航費用	往復渡航費（航空券）支給（乗継のための宿泊費、国内移動の運賃は本人負担）	

※日本語教育は推奨されますが、必須ではありません。

大使館推薦 採用方法と受入の流れ

学部留学生（正規生）	教員研修留学生（非正規生）	研究留学生
文部科学省から受入可否について照会（1月頃） 事前確認シートの届け出・確認 ↓ 学部生（正規生）として入学（4月） ↓ 学士課程で就学（4年間または6年間） ↓ 卒業（進学／就職／帰国）	文部科学省から受入可否について照会（8月頃） 事前確認シートの届け出・確認 ↓ 日本語研修生として受入れ（10月） 6か月間日本語等予備教育 ↓ 大学院で1年間修学（4月から） ↓ 修了（3月、帰国）	本人から受入の可否について照会（8月頃） 事前確認シートの届け出・確認 各部署で指導教員を決定、内諾書を交付 ↓ 文部科学省から受入の可否について照会（1月頃） ↓ 研究生（非正規生）として入学（4月又は10月） 6か月間日本語予備教育 ↓ 大学院入試（外国人留学生特別入試）を受験（4月又は10月入学） ↓ 修士又は博士課程で正規生として就学（2年間、3年間又は4年間） ↓ 修了（進学／就職／帰国）

大使館推薦については在外日本公館を通じて募集、現地で選考後、文部科学省へ推薦されます。研究留学生候補者については、本人から派遣希望大学に受入内諾を依頼します。候補者の採用が決定後、文部科学省から受入大学に受け入れの依頼があります。

受入に関する注意事項（大使館推薦）

- 各国大使館から推薦された留学生を、文部科学省に設置された国費外国人留学生選考会において、専攻分野ごとに、学業成績、研究計画、語学能力を総合的に判断し、「大学受入内諾書（Letter of Acceptance）」を参考にしながら決定され、進学希望大学に受入依頼があります。但し、「大学受入内諾書」の発行元大学へ配置されるとは限りません。
- 各国の事情により大使館から推薦される留学生の学力、資質は様々です。また、外交政策上の配慮や発展途上国における人材育成の観点も勘案されていることも影響しています。入学後のトラブルを防ぐためにも、「大学受入内諾書」を出す前に、教員宛に論文等を送付させ研究内容のインタビューを行って、学生が希望している研究分野に合致しているかということを確認するなど学力審査を行ってください。
- 選考後、大学へ受入依頼があった際には、申請者が指名した教員がやむを得ない理由により受け入れできない場合でも、研究科で関連分野も含めて組織的に検討し、できる限り受け入れる方向での対応をお願いいたします。

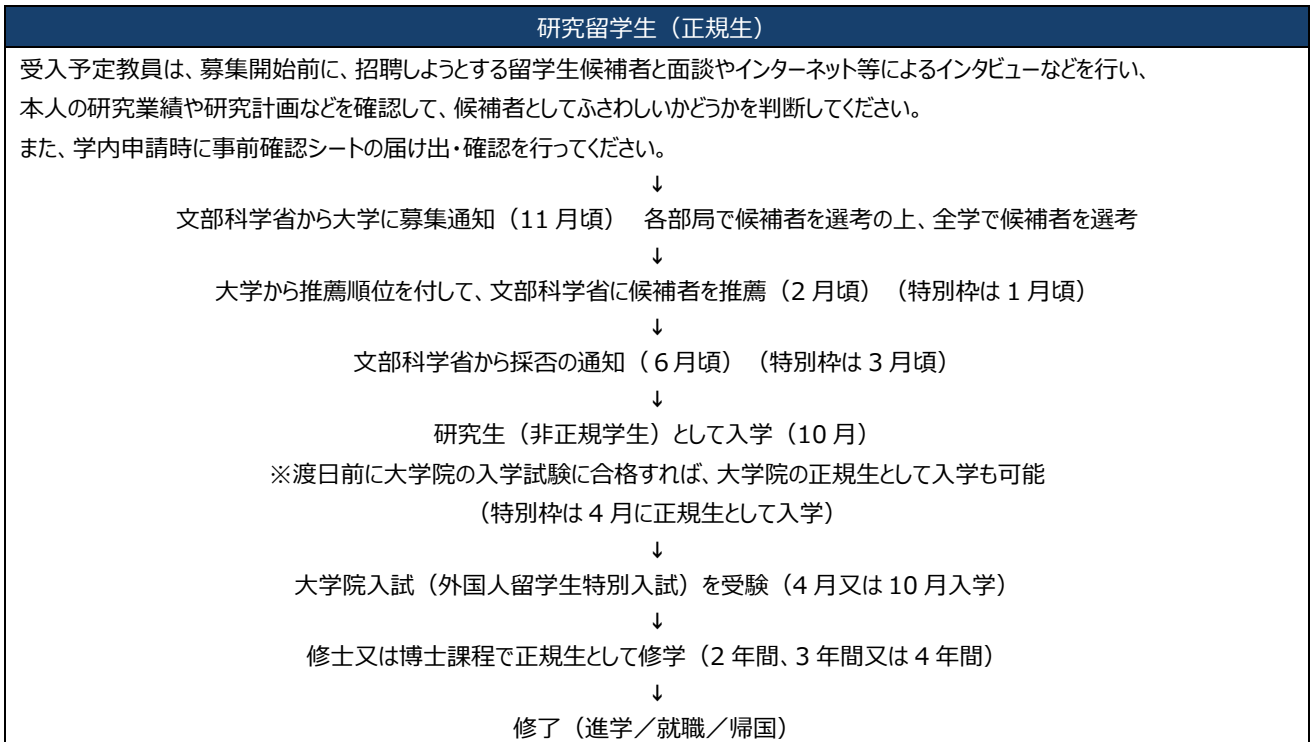
国費外国人留学生受入に関する注意事項

- 国費外国人留学生が①留年が確定した場合、②標準修業年限内での卒業（修了）が不可能であることが確定した場合、③退学等の懲戒処分を受けた場合、④除籍となった場合には、奨学金の支給を取りやめることとなります。
- 国際課（常三島地区：地域創生・国際交流会館4階国際課留学生支援係、蔵本地区：蔵本会館2階国際課蔵本分室）にて、文部科学省奨学金の受領のため、毎月初めに「在籍確認簿」に署名が必要です。確認後、毎月末ごろ奨学金がゆうちょ銀行口座に振り込まれます。但しその月の初日から末日までの間、日本にいない場合はその月の奨学金は支給されません。
- 第1回目の奨学金の支給は、渡日の約1か月後になります。

- 国費外国人留学生の場合、進学、奨学金の延長、帰国旅費の申請、成績管理などについて、文部科学省による詳細な規則がありますので、注意が必要です。

大学推薦 採用方法と受入の流れ

海外から本学への留学希望の外国人留学生を研究留学生（大学院レベル）として、本学学内選考を経て文部科学省に推薦します。



受入に関する注意事項（大学推薦）

- 本学での受入決定後に入学を拒否することは、極力避ける必要があります。大学としての信用を損ない、翌年の国費外国人留学生の本学の採用数が減らされる可能性があります。
- 受入指導教員としては、その学生の在学期間中は本学で教鞭をとり、指導に当たるとい計画で受け入れる必要があります。
- 大学推薦の留学生の転学は、いかなる場合も認められていません。
- 指導教員を変更することは、原則認められていません。

2. 渡日前に

入学者選抜方法等

学部正規課程

学部における授業は、外国人留学生に対しても現在は全て日本語によって行われます。この点を十分に考慮し、入学以前に日本語を修得しておく必要があります。正規生は4年間在学し、所定の単位を取得すれば学士の学位が与えられます。但し、医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科においては、6年間在学し所定の単位を取得すれば、それぞれ医学、歯学、薬学の学士号が授与されます。

入学者選抜は、日本留学試験の成績、本学が実施する個別学力検査等の成績及び書類審査の結果を総合判定します。出願要件等の詳細は、徳島大学ホームページの入試案内を参照するか、下記へお問い合わせください。

なお、学部生への入学検定料、入学料、授業料の免除制度はありません。奨学金も、入学直後から受給できる可能性は低いため、十分な経済的準備が必要です。

大学院正規課程

博士前期課程（修士課程）と博士後期課程（博士課程）があります。英語による特別プログラムを除き、本学の大学院における授業は、外国人留学生の場合でも一般学生と同様に日本語によって行われています。この点を十分に考慮し、入学以前に授業が理解できるレベルの日本語を修得しておく必要があります。

入学希望者は、本学の実施する入学試験を受験する必要があります。入学者は、筆記試験、口述試験、提出された書類審査により選抜されます。出願資格、出願方法、修業年限、取得できる資格については各研究科、各専攻によって制度が異なりますので、詳細については担当係へお問い合わせください。

特別聴講学生・特別研究学生

協定校より申請を受け、学部・研究科等入学のための申請書類を準備します。学部・研究科で受け入れの審議の後、受入決定後に受入決定を通知し、「入学許可証明書」を発行します。

研究生

大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者を対象とします。原則として、入学時期は毎学期の初め（4月と10月）です。出願資格・受付時期・出願書類等は実施学部等により異なりますので、詳細は各担当係へお問い合わせください。

なお、研究生への入学検定料、入学金、授業料の免除制度はありません。奨学金も、入学直後から受給できる可能性は低いため、十分な経済的準備が必要です。

研究生は、単位を取得することはできません。また、研究生志願者の多くは、本学大学院への進学を希望しています。受入教員はそれだけの学力が志願者にあるのか、研究計画等は妥当かなどについて、本人とよく面談する、卒業論文をもとに口頭試験をするなどして、十分に確認した上で受け入れを決めてください。

科目等履修生

就学の目的を達することができる学力を有する者（学部）、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者（大学院）を対象に、入学時期は毎学期の初め（4月・10月）とします。出願資格、受付時期、出願書類等は学部等により異なりますので、詳細は各担当係へお問い合わせください。

入国手続き等

日本の高等教育機関において、勉学するために留学生として入国する者は、入国の際に留学生としての在留資格「留学」を取得する必要があります。この在留資格を得るには、本学が交付した「入学許可証明書」をもとに次の2通りの方法があります。

- 本人が直接日本の在外公館（大使館又は領事館）で査証申請を行う方法（審査完了までに相当の時間を要します）
- 日本国内に在住する本人との関係者（大学の職員、学費又は滞在を支弁する者、親族など）が法務省地方出入国在留管理局で本人に代わって「在留資格認定証明書」の申請を行う方法（入学手続き等で時間が限られている場合に推奨）

在留資格	本邦において行うことができる行動	在留期間
留学	本邦の大学又はこれに準ずる機関において教育を受ける活動	法務大臣が個々に指定する期間（4年3月を超えない範囲）

入国に関する一般的情報

高松出入国在留管理局徳島出張所

住所：〒770-0852 徳島県徳島市徳島町2丁目17番地 徳島法務総合庁舎5階

出入国在留管理庁ホームページ

各種手続案内 <https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/index.html>

入国申請手順

ビザ申請方法

査証（ビザ）を取得する一般的な方法は、以下のとおりです。

1. 日本留学中に必要な生活費を確保（銀行の残高証明等が必要）
2. 在留資格認定証明書の申請・取得
3. 本学から入学許可証明書をもらう
4. 在外公館（日本大使館、領事館など）で、ビザの申請・取得

【在留資格認定証明書について】

この証明書は、日本に入国する外国人が、日本の査証（ビザ）をより簡単に取得するためのものです。日本における出入国在留管理局への申請事務は、本学の国際課（常三島地区 留学生支援係）が行っています。

国費留学生は、在留資格認定証明書を取得する必要はなく、入学許可を得た後、直接在外公館でビザを申請します。

以下は在留資格認定証明書取得手続きの参考資料です。

1. 以下の必要書類を準備する

書類名称および必要部数など			補足	
在留資格認定証明書交付申請書			1 部	国際センターホームページでダウンロード可
写真（縦 4cm×横 3cm）			1 枚	・申請前 6 か月以内に撮影したもの ・無帽、無背景で鮮明なもの ・加工不可
パスポートのコピー			1 部	
最終学歴証明書			1 部	卒業・修了証明・在学証明
日本語の資格証明書			1 部	持っている場合（日本語能力試験等）
結核非発病証明書			1 部	該当者のみ ※詳細は厚生労働省 HP で確認下さい。 https://jpets.mhlw.go.jp/jp/
財源証明書	本人が負担	奨学金有	奨学金証明書（1 部）	
		奨学金無	預金残高証明書（1 部）	本人名義のもの
	本国の親族が負担	経費支弁書（1 部）		親族の支弁書
		在職証明書		親族の雇用主が作成
		収入証明書		
預金残高証明書（1 部） （or 送金証明書）		親族名義のもの		

		本人との関係を示す公的証明書	
	日本に住む人が負担	経費支弁書（1部）	日本に住む人の名義
		送金者財源証明 ・納税証明書 ・課税証明書 ・源泉徴収票 ・確定申告書の写し ・預金残高証明書	いずれか1つを提出
		本人との関係を示す公的証明書	

- 交換留学生（特別聴講学生）・科目等履修生の場合には「授業計画書」、研究生の場合には「研究計画書」が必要となります。
- 交換留学生、（特別聴講学生）・科目等履修生ともに、週10時間（7コマ）以上の授業履修が必要となります。また、一定の日本語能力（日本語で授業を行う場合、日本語能力試験N2レベル相当以上）を備えていない場合は、日本語教育を主とするカリキュラムとならないよう、総授業時間数のうち、日本語科目履修上限が概ね7割未満である必要があります。十分に話し合っ、履修する授業を決めておくようご指導ください。

2. 書類を確認し、本学国際課（留学生支援係）にメールで書類を送付する

3. 国際課が在留資格認定申請書を申請、入手し、学生本人へメールで送付

4. 学生本人が必要書類をもって、本国の日本在外公館（大使館、領事館）でビザを申請

「査証（ビザ）」の発給と入国（本人に伝えること）

在留資格認定証明書が電子メールで送られてきたら、本国の日本在外公館（大使館、領事館）で査証（ビザ）を申請します。その際に、パスポートが必要となります。ビザ申請の際には、通常、「一回限りのビザ」を申請します。

なお、日本に入国する時には、

- 有効な査証（ビザ）が記載されているパスポート
- 在留資格認定証明書（電子メールのコピーまたはスマートフォンで電子メールの提示）

が必要となりますので、忘れないように準備をしておいてください。

住居（宿舎）

留学生宿舎

詳細は国際課留学生支援係までお問い合わせください。 ryugakuk@tokushima-u.ac.jp

	徳島大学国際交流会館	徳島大学日亜会館 留学生宿舎（女性のみ）
所在地	〒771-0206 板野郡北島町高房字八丁野東9-1	〒770-8501 徳島市新蔵町2-24
キャンパスからの 所要時間	蔵本キャンパスまで約9km（自転車約45分） 常三島キャンパスまで約7km（自転車約35分）	蔵本キャンパスまで約4.5km（自転車約20分） 常三島キャンパスまで約1.5km（自転車約5分）
収容定員 （寄宿料/月）	単身室32室32名 （5,900円+シャワー代1,000円）	単身室30室30名（11,000円）

	夫婦室 15 室 30 名 (9,500 円) 家族室 3 室 12 名 (14,200 円)	
募集時期	原則として 1 月、7 月の年 2 回	
申し込み先	国際課	

	徳島大学蔵本宿舎
所在地	〒770-8503 徳島市蔵本町 2 丁目 5 0 - 1
キャンパスからの 所要時間	蔵本キャンパス内 常三島キャンパスまで約 5km (自転車約 25 分)
収容定員 (寄宿料/月)	単身室 21 室 21 名 (28,000 円) 2 人部屋 1 室 2 名 (1 人 28,000 円)
募集時期	原則として 1 月、7 月の年 2 回
申し込み先	国際課

提携寮 Azur (アズール)

徳島大学は株式会社共立メンテナンスが設置・管理している学生寮と提携しています。

https://internationaldormy.com/bbs/board.php?bo_table=property&wr_id=383&rewrite=1&lang=en&lanr%EF%BC%9Den&lang=jp

民間のアパートについて

民間のアパートに入居する方で、大学生協以外の不動産業者に行く場合で、保証人がいない場合は、保証会社を利用ください。株式会社グローバルトラストネットワークス (GTN) を本学推奨の保証会社としますが、最終的な保証会社の選択は、家主・不動産会社の任意となります。借家人賠償責任保険については、家主、不動産会社が取り扱うものや、火災保険が含まれている GTN の ALL プラン特約等をご検討ください。

GTN(Grobal Trust Networks)

<https://www.gtn.co.jp/business/realstate/rent-guarantor>

また、大学生協にも学生賠償責任保険 (一人暮らし特約あり) がありますが、保険の適否については家主・不動産会社の判断となります。

COOP 学生総合共済

<https://kyosai.univcoop.or.jp/start/student.html>

大学入学時・在学中に必要な経費

	正規生		非正規生	
	学部学生	大学院生	研究生	科目等履修生
入学検定料	17,000 円	30,000 円	9,800 円	9,800 円
入学料	282,000 円		84,600 円	28,200 円
授業料	535,800 円/年間		29,700 円/月	14,800 円/単位

※協定校からの交換留学生は、上記経費は不要です。(学生交流に関する覚書に授業料不徴収の規定がある場合)

※科目等履修生は、在留許可の条件として、1 週間に 10 時間以上聴講することと定められています。なお、履修時間数の概ね 7 割以上を占める割合の日本語教育を聴講することはできません。

3. 来日直前に

確認事項

- 学生の徳島到着時における段取り（出迎え、当日の食事、宿泊場所等）
- 宿泊場所—大学間の移動方法、自転車の手配等
- 留学生宿舍に入居する場合、入居日時の事前連絡

4. 来日直後に

学生証発行手続き（大学で）

学生証は入学時に交付されます、入学手続きは各学部で行います。

転入届の提出（市役所・町役場で）

住基法上、入国をして、徳島市または北島町に住み始めてから **14 日以内**に届け出をしてください。なお、すでにある世帯へ転入する時は、世帯主との続柄に関する証明書が必要になる場合があります。

また上記以外に、正当な理由なく上陸日から 90 日以内に入管法上の届出を行わない場合は、在留資格の取消しされる場合があります。

必要書類

本人が届け出をする場合

在留カード*又は、後日在留カードが交付される旨が記載された旅券
婚姻証明書など続柄を証明する文書及び、翻訳者を明らかにした訳文（該当者のみ）

本人以外の同一世帯員が届け出をする場合

上記（本人が届け出をする場合）の書類
窓口に来られる方の本人確認書類

上記以外の代理人が届け出をする場合

上記（本人以外の同一世帯員が届け出をする場合）の書類
本人が自署した委任状

*在留カードは、外国人留学生が在留資格及び在留期間をもって適法に 3 か月以上在留する際に発行される「証明書」です。成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港、新千歳空港、広島空港、福岡空港においては、到着時に交付されます。その他の出入国港においては、旅券に上陸許可の証印をもらい、各市区町村の窓口に住居地の届出をした後に、在留カードが交付されます。

入管に届け出る必要がある場合（14 日以内に届出を）

- 氏名、国籍・地域、生年月日、性別の変更があった場合
- 所属機関に変更があった場合（大学を変更するとき）

市役所、町役場に届け出る必要がある場合（14 日以内に届出を）

- 住居地を新たに定めた場合
- 住居地を変更した場合

国民健康保険・国民年金保険・各種保険制度

国民健康保険・国民年金保険

在留カードの交付された外国人は、国民健康保険への加入が義務付けられています。パスポートと在留カードを持参の上、在住の市役所または町役場の国保・年金課で加入手続きを行ってください。保険料を支払い、加入すると、病気やけがをした場合、治療費の 70%を国民健康保険が負担、残りの 30%を加入者が負担することになります。

国民年金保険は、正規学生には学生納付特例制度が設けられています。この制度で免除を受けるには、市役所で手続きをしてください。非正規生でも免除を受けられる制度もあります。詳細については、徳島市役所保険年金課国民年金係（088-621-5162）へお問い合わせください。

各種保険制度

保険制度は、国民健康保険・学生自身の災害傷害保険・賠償責任保険など各種あります。国によっては、保険制度（相互扶助）の考え方が一般的ではなく、関心を持たない留学生もいます。しかしながら、本国を離れ海外で生活する留学生には、保険は万が一の事態に備えての大切な後ろ盾となります。留学生本人のけが・病気だけでなく、対人・対物補償のある保険もありますので、必ず加入しておくようご指導をお願いします。（日本人学生が入学時に加入する学生教育研究災害傷害保険に加入することをお奨めします。）

銀行口座開設

大学からの奨学金等の振込のため、本人が銀行等に口座を開設してください。名義はカタカナで記載された名前を使用してください。文部科学省からの奨学金（国費留学生や学習奨励費など）の振込先はゆうちょ銀行に指定されています。

口座の開設にあたっては電話番号が必要となるので、本人が電話を所有するまでは、指導教員又は研究室・事務室の電話番号で登録するようご配慮ください。

ゆうちょ銀行口座開設に必要なもの：パスポート、在留カード、学生証

ゆうちょ銀行以外の銀行口座開設に必要なもの：パスポート、在留カード、印鑑

携帯電話の契約

留学生には、指導教員・事務担当者との緊急時の連絡やサポートのために、携帯電話を早めに購入させ、電話番号を把握するようにしてください。携帯電話の契約は、携帯電話ショップ等で留学生本人が申し込みます。（必要書類：パスポート、在留カード、学生証、銀行口座番号）

その他

マイナンバー制度

住民票を有するすべての人に、1人1つのマイナンバー（個人番号）が通知されます。アルバイトをするときに、勤務先から提出を求められることもあります。転入の手続き後、個人番号通知書が送付されます。

5. 在学中に

年間スケジュール（国際センター・国際課関連）

前期	4月	新入外国人留学生のためのガイダンス 日本語研修コース 総合日本語
後期	10月	新入外国人留学生のためのガイダンス 日本語研修コース 総合日本語
	3月	徳島大学国際展開推進シンポジウム、外国人留学生の卒業・修了を祝う会

※その他、研修旅行、交流会などのイベント適宜実施しています。（留学生へメールで案内します。）

※総合科学部、理工学部では、所属学部の留学生の為に日本語教室等が実施されていますので、各学務係へお問い合わせください。

在留管理

日本に滞在するためには、必要に応じて在留期間更新、在留資格変更、再入国許可などの申請をしなくてはなりません。出入国在留管理庁ホームページ (<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/index.html#midashi01>) で、在留関係、資格外活動の各種様式がダウンロードできます。徳島大学では行政書士が取り次ぎを行っています。

➤ 受付日時

- ・ 常三島国際課：毎週木曜日 12 時～14 時半（第 3 木曜日以外）
- ・ 国際課蔵本分室：第 3 木曜日 12 時～14 時半

在留期間更新

留学生（在留資格「留学」）として日本に在留を許可される期間は最長 4 年 3 月です。在留期間を超えて在学する場合は、期間の更新手続きが必要です。更新手続きは在留期間満了日までに完了させる必要がありますが、更新手続きには 2 週間から 1 か月程度を要するため余裕をもって申請してください。

在留資格変更

「留学」の在留資格を取得しない場合は「留学生」としての取り扱いができませんのでご注意ください。

資格外活動許可

「留学」の在留資格で在留する外国人の就労は認められていないので、アルバイトをするためには事前に資格外活動の許可を受けなければいけません。また、下記の通り許可されていないアルバイト職種や労働時間制限がありますので留意してください。

留学生に認められているアルバイトの条件	
1 週間 28 時間以内	長期休業期間中に限り 1 日 8 時間以内 風俗営業は許可されません。

※留学生が資格外活動許可を取得することなく、または許可の範囲を超えて就労している場合は、退去強制事由に該当する他、処罰されます。

※ティーチングアシスタント（TA）、リサーチアシスタント（RA）等、大学が任用する場合は資格外活動許可は不要です。大学から給料ではなく、教育協力謝金等の謝金をもらう場合は資格外活動許可が必要な場合がありますので、国際課で確認してください。

一時出国

在学中に一時帰国したり、学会参加などのため一時的に日本から出国する場合は、出国前に必ず国際課に「海外旅行届」、所属部局の学務担当係に「海外渡航届」を提出するようにご指導ください。また、空港での出入国時に在留カードの提示を求められるため、在留カードの携帯が必要です。

家族の来日

家族を日本に呼び寄せる場合は、留学生自身が日本に慣れ宿舎を確保したうえで手続きを開始することをお勧めします。家族の日本入国の在留資格は本国の日本大使館で直接家族が取得することもできますが、留学生が「在留資格認定証明書」を代理で取得し、家族がそれを本国の日本大使館に持参して取得することもできます。後者の方が発給までの期間が短く、日本大使館での手続きもスムーズです。

健康診断等

本学で行う健康診断は、本人の費用負担がなくて済むだけでなく、特に、民間奨学金に大学から推薦される場合に、健康診断証明書の提出を求められる場合がありますので、必ず受診しておくようにご指導ください。

定期健康診断の実施

毎年 4 月～5 月、10 月に行われます。外国人留学生（非正規生含む）も含めた全学生が対象となります。実施の日時等、詳細は掲示により周知されます。

キャンパスライフ健康支援センター

風邪をはじめ病気やその他治療の相談に利用できます。

常三島地区：教養教育 5 号館 1 階 蔵本地区：蔵本会館 2 階

経済的支援

私費留学生のための奨学金制度

➤ 文部科学省私費外国人留学生学習奨励費（渡日前予約枠、就職支援特別枠）

大学に在籍している私費外国人留学生のうち、経済的援助を必要とする成績優秀者

渡日前予約枠対象者：渡日前入学許可制度により入学の者

就職支援特別枠対象者：卒業・修了年次及び卒業・修了前年次の正規正のうち、日本国内への就職を希望する者（常三島地区（生物資源除く））

支給額：48,000 円／月

➤ 徳島大学独自の外国人留学生に対する奨学金事業

－「徳島大学国際教育研究交流資金」

対象：徳島大学に在学する私費外国人留学生（常三島地区（生物資源を除く））

支給額：30,000 円または 45,000 円／月

－「藤井・大塚国際教育研究交流資金」

対象：徳島大学に在学する私費外国人留学生（蔵本地区及び生物資源）

支給額：30,000 円または 48,000 円／月

－「徳島大学ゆめ奨学金」

対象：大学院博士後期課程に在学する者で、本人の申請の前年の総所得金額が 442 万円未満の者。

支給額：前期及び後期の授業料実費の半額

－「徳島大学歯学部スカラーシップ助成金」

対象：歯学部 に在学する私費外国人留学生で、経済的援助を必要とする者

支給額：上限 30,000 円／月

※支給金額等は、令和 8 年 3 月時点の情報です。最新情報については徳島大学ホームページの私費留学生向け奨学金情報をご参照ください。(<https://www.tokushima-u.ac.jp/exchange/accept/scholarship.html>)

※その他の奨学金情報についても徳島大学国際センターホームページで随時更新しています。下記リンクよりご照会ください。

<https://www.isc.tokushima-u.ac.jp/category/scholarship/>

➤ 民間奨学団体による奨学金（各種の団体等によるもの）

募集・選考・待遇等については、それぞれ異なっていますので入学後、在籍学部・研究科の担当係に問い合わせてください。

➤ 地方公共団体による奨学金制度

募集・選考・待遇等については、それぞれ異なっていますので入学後、在籍学部・研究科の担当係に問い合わせてください。

私費留学生のための授業料免除制度

大学院生の私費留学生（政府派遣留学生は除く）に対して本学に入学後、学業成績が優秀で、経済的な理由により授業料の納付が困難な者については、願い出により選考のうえ、その学期の授業料の全額又は半額が免除される制度があります。

申請方法等は下記へお問い合わせください。受付時期は前期分が 3 月中旬頃、後期分は 9 月中旬頃です。

常三島地区留学生：学務部学生支援課経済支援係

就学上の相談

日本語で困ったとき

国際センターでは外国人留学生のための日本語プログラムを開講しています。各学期始まりに受講生を募集しますので、国際センター掲示板・ホームページ等をご確認ください。{徳島大学国際センターホームページ→国際センターについて→日本語教育/Japanese Program}

休学・停学・退学のとき

できるだけ早く各学部及び国際課にご相談ください。3か月以上休学する場合に、病気などの正当な理由がない場合は、帰国することになります。

パソコンの持ち込みについて

パソコンの利用については、日本人学生と同様の注意が必要ですが、特に次の注意事項をご指導お願いします。

- 海外から持ち込んだパソコンでも、日本のソフトを使用してウイルスチェックを行うこと。外国のウイルス対策ソフトの多くは脆弱なので、大学が推奨するウイルス対策ソフトを必ずインストールしてください。
- 知的財産権を侵害（不正コピーなど）する行為は絶対にしないでください。

生活上の相談

アルバイト

「在留管理」の「資格外活動許可（p. 13）」をご参照ください。

異文化交流

➤ Global Space

日本での生活・日本語学習・日本での就職に関する本や資料が閲覧できます。Windows パソコン・プリンターも使えます。

Global Space Josanjima（地域創生・国際交流会館 4 階、利用時間：平日 8:30～17:15）

Global Space Kuramoto（蔵本会館 2 階 利用時間：平日午後 ）

➤ ELCS（エルクス）地域創生・国際交流会館 2 階

平日午後 4 時～ 6 時まで、English Free Talk Session を行っています。日本人学生と英語や日本語で会話し、交流することができます。

➤ OASIS

理工学部 K 棟 3 階に理工学部の留学生が利用できるメールボックスやパソコンが設置されています。

➤ カルチャー・ラウンジ

総合科学部 1 号館 2 階に学部・大学院生、留学生が自律的に語学学習や異文化交流を行う場として、カルチャー・ラウンジが設置されています。くつろいだ環境の中でキャンパスにいながら異文化交流を体験できるスペースです。

日本での運転

日本で、車およびバイクを運転するには、ジュネーブ条約締結国*が発給した国際運転免許証もしくは日本の運転免許証が必要です。国際運転免許証の有効期間は 1 年間のみです。更新・延長はできません。

外国の自動車運転免許を有している学生が、日本で自動車を運転する場合には、日本の運転免許への切替手続きが必要です。運転免許の切替手続きは運転免許センター（板野郡松茂町、電話：088-699-0110）で受け付けています。

運転を始める前にまず日本の交通法規をしっかりと覚えること、日本の交通法規は厳しく違反をすれば必ず罰金または懲役が科せられること、自賠責保険だけでなく十分な補償額の任意保険に必ず加入するようご指導をよろしく願いいたします。また、決して無免許での運転をしないようご指導ください。

*中国・ベトナム・インドネシア・バングラデシュ等ジュネーブ条約に加盟していない国からの留学生が日本で運転するには日本の運転免許証が必要です。また、運転の際には任意保険へ必ず加入するようご指導ください。

*許可なく大学敷地内に駐車することのないようご指導ください。

自転車について

自転車を購入した際は、必ず防犯登録をする（他人の自転車を譲り受ける場合は防犯登録変更の届け出をする）ようご指導ください。

令和8年4月から、自転車の交通違反に対して「青切符（交通反則通告制度）」が導入されます。これにより、自転車利用者にも反則金制度が適用され、違反への対応がより厳格になります。自転車の運転の際は、安全・安心に利用するようご指導をお願いします。

また、交通事故を起こすと多額の賠償責任が生じることがありますので、自転車の使用者にも保険への加入をお勧めください。外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険や大学生協の取り扱う学生賠償責任保険等に加入できます。

同伴家族

➤ 保育園の入園

国際交流会館に入居する方で保育園入園予定の家族がいる場合は、事前に国際課留学生支援係へご相談願います。

➤ 学校への入学手続き

詳しくは徳島市教育委員会学校教育課にお問い合わせください。

http://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/shiyakusho/ka_ichiran/kyoiku/gakko_kyoiku.html

➤ 医療ケア及びその費用について

国民健康保険に必ず加入してください。

学生生活の相談窓口

入学後はもちろん、入学前（入学手続き後）に生じた心身の不調、人間関係や自身の性格に関する悩み、履修方法・成績・進学・課外活動などに関するさまざまな疑問・悩みについて、次の窓口で相談に応じています。気軽にご活用ください。

☞キャンパスライフ健康支援センター（総合相談部門）

学生のみなさんが学生生活を送る上で出会う、修学・履修、進路・就職、人間関係、精神的な問題、法律関係、ハラスメントや性暴力など、学生生活にまつわるあらゆることが相談できます。悩みや問題が大きくなる前に、総合相談部門を利用ください。

<https://www.tokushima-u.ac.jp/hsc/consultation/bosai/>

☞キャンパスライフ健康支援センター（保健管理部門）

心身の健康の保持増進のため、自由に利用することができます。体調のすぐれないときや怪我をしたときには、医療スタッフによる診察や処置を受けることができます。

また、悩みはストレスがあり、だれにも相談できないとき、精神科医師が解決に向けて相談に応じてくれます。

<https://www.tokushima-u.ac.jp/hsc/kenko/>

➤ 国際センター・国際課

金 成海 教授	生活、学習 相談全般	常三島キャンパス 地域創生・国際交流会館 4 階	kin@ 088-656-7543	日本語 中国語
---------	---------------	-----------------------------	----------------------	------------

				韓国語
橋本 智 教授	日本語教育	常三島キャンパス 地域創生・国際交流会館 4 階	hashimoto@ 088-656-9873	日本語 英語
坂田 浩 准教授	就職支援	常三島キャンパス 地域創生・国際交流会館 4 階	kobayashi@ 088-656-7199	日本語 英語
Tran Hoang Nam 准教授	生活、学習 相談全般	常三島キャンパス 地域創生・国際交流会館 4 階	tran@ 常三島 088-656-9974 蔵本 088-633-9109	日本語 英語 ベトナム 語
藤原 由紀子 准教授	日本語教育	常三島キャンパス 地域創生・国際交流会館 4 階	fujiwara.yukiko@ 088-656-9879	日本語 英語
国際課 留学生支援係	ビザ全般 国費留学生関連 交換留学関連 奨学金関連	常三島キャンパス 地域創生・国際交流会館 4F	ryugakuk@ 088-656-7082	日本語 英語
国際課 蔵本分室	留学生相談支援 各種書類作成支 援など	蔵本キャンパス 蔵本会館 2F	ryugakuk@ 088-633-7398	日本語 英語

※@以降は tokushima-u.ac.jp

安全保障輸出管理

留学生が、本学における教育・研究その他の活動に関連して、貨物の輸出又は技術の提供を行う場合、安全保障輸出管理の観点から事前確認シートによる事前の届け出が必要です。

詳細は、研究支援・産官学連携センターの HP をご確認ください。

<https://www.tokushima-u.ac.jp/ccr/active/ip/yusyutsukanri/safety-attention.html>

6. 卒業・修了時に

帰国する留学生が行う諸手続き

宿舎・民間アパートの解約手続き

国際交流会館・日亜会館留学生宿舎・蔵本宿舎を退去する場合は、退去日の 1 か月前までに国際課にご連絡ください。アパートを退去する場合は家主・不動産業者に同様のご連絡をお願いします。（連絡を怠ると翌月の家賃を支払うことになる場合があります。）

公共料金・諸経費の支払い

電気、ガス、水道、電話料金等は必ず解約し、料金の精算をしてください。銀行及びゆうちょ銀行口座を解約する場合は、諸料金の引落しを必ず確認してから解約するようご指導ください。

徳大生協の組合員は脱退手続きを行うと、組合員加入料が返還されます。

国民健康保険証の返却

保険証は必ず市役所へ返却してください。

ゴミ等の処分

不要な家具・電化製品がある場合、リサイクル法等で決められた手続きに則って処分するようご指導ください。

【参照】

徳島市ホームページ『徳島市のごみの出し方』（日本語・英語・中国語）

<https://www.city.tokushima.tokushima.jp/smph/kurashi/recycle/gomi/kateigomi/150700a20160601.html>

北島町ホームページ→くらし・手続き→ごみ・リサイクル <https://www.town.kitajima.lg.jp/kurashi/gomi/>

帰国後の連絡先の確認

国際課では、帰国外国人留学生の母国での活躍が日本へ留学を希望する学生に大きな誘因となっていることから、卒業・修了生の名簿を作成し、その動向を把握するように努めております。

卒業外国人留学生には「卒業・修了後進路先届出書」を国際課へ必ず提出するようご指導をお願いします。届け出をすると、徳島大学の卒業留学生データベースに情報が反映されます。登録をすると、徳島大学からの同窓会等に関する案内を受け取ったり、帰国外国人留学生同士での交流も可能になります。

在留資格について

卒業・修了時に在留期間が残っていても、進学しない場合は「留学」の在留資格が無効になりますので、そのまま日本に滞在し続けることはできません。すぐに帰国するか、適切な在留資格に変更するようご指導ください。

日本で就職する場合

日本国内での就職が決まったら、就労ビザへの変更準備を行う必要があります。手続きについては内定先に確認するようご指導ください。ただし、卒業・修了より前に在留資格を変更してしまうと、留学生向け奨学金を受給する資格を失うなど、不利益が生じる場合がありますのでご注意ください。

就職活動を行っていたにも関わらず、卒業・修了までに就職先が決まらなかった場合、在留資格「特定活動」を申請することができます。許可されると6ヶ月間（1回のみ再申請可能）日本で就職活動をすることができます。

日本での就職・就職活動についてご質問等がございましたら、国際センター・国際課にお問い合わせください。

7. 帰国後に

帰国後のフォローアップ

帰国外国人留学生短期研究制度（日本学生支援機構）

留学を終え帰国後1年以上経過し、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している開発途上国・地域の帰国留学生に対し、日本の大学で、当該大学の研究者と共に短期研究を行う機会を提供しています。詳細は日本学生支援機構のHPをご参照ください。

帰国留学生同窓会

徳島大学を卒業又は修了した留学生や元徳島大学外国人研究者らによる「徳島大学卒業留学生同窓会」の設置を進めています。帰国留学生には、同窓会への参加及び未設立国における同窓会の設置にご協力いただけるよう、ご指導をお願いします。

『徳島大学卒業留学生同窓会』 https://www.isc.tokushima-u.ac.jp/alumni_association/